

(令和6年2月21日提出)

令和6年2月議会定例会議案
(令和5年度分)

新 潟 市

令和6年2月議会定例会議案（令和5年度分）

目 次

議案第173号	令和5年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第174号	令和5年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	10
議案第175号	令和5年度新潟市土地取得事業会計補正予算	13
議案第176号	令和5年度新潟市介護保険事業会計補正予算	15
議案第177号	令和5年度新潟市公債管理事業会計補正予算	18
議案第178号	令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算	21
議案第179号	令和5年度新潟市水道事業会計補正予算	22
議案第180号	令和5年度新潟市病院事業会計補正予算	24
議案第181号	新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金条例の廃止について	25
議案第182号	新潟市手数料条例の一部改正について	26
議案第183号	新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部改正について	30
議案第184号	新潟市介護保険条例の一部改正について	32
議案第185号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	33
議案第186号	新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する 条例の一部改正について	40
議案第187号	新潟市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正につ いて	42
議案第188号	権利の放棄について	43
議案第189号	契約の変更について	44
議案第190号	指定管理者の指定について	45
議案第191号	指定管理者の指定について	46
議案第192号	指定管理者の指定について	47

議案第193号	指定管理者の指定について	48
議案第194号	指定管理者の指定について	49
議案第195号	指定管理者の指定について	50

議案第173号

令和5年度新潟市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度新潟市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,177,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ464,248,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		135,113,612	226,566	135,340,178
	1 市民税	64,360,932	226,566	64,587,498
14 地方交付税		73,671,641	1,092,995	74,764,636
	1 地方交付税	73,671,641	1,092,995	74,764,636
19 国庫支出金		95,813,527	2,304,083	98,117,610
	1 国庫負担金	57,205,896	1,757,555	58,963,451
	2 国庫補助金	38,262,677	546,528	38,809,205
20 県支出金		28,240,434	1,097,049	29,337,483
	1 県負担金	20,315,994	745,645	21,061,639
	2 県補助金	6,547,051	351,404	6,898,455
22 寄附金		819,000	200,023	1,019,023
	1 寄附金	819,000	200,023	1,019,023
23 繰入金		7,751,405	26,300	7,777,705
	2 基金繰入金	7,705,738	26,300	7,732,038
24 繰越金		5,662,592	34,520	5,697,112
	1 繰越金	5,662,592	34,520	5,697,112
26 市債		47,779,800	1,196,000	48,975,800
	1 市債	47,779,800	1,196,000	48,975,800
歳 入	合 計	458,071,181	6,177,536	464,248,717

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		44,785,471	123,309	44,908,780
	1 総務管理費	39,871,711	△ 108,691	39,763,020
	2 徴税費	3,398,533	232,000	3,630,533
3 民生費		154,731,085	2,974,698	157,705,783
	1 社会福祉費	22,012,956	2,518	22,015,474
	2 児童福祉費	49,244,631	1,487,522	50,732,153
	3 障がい福祉費	25,685,195	1,817,518	27,502,713
	4 生活保護費	17,584,336	385,000	17,969,336
	5 老人福祉費	28,389,675	△ 717,860	27,671,815
4 衛生費		37,182,706	1,002,234	38,184,940
	1 保健衛生費	26,408,277	860,979	27,269,256
	2 清掃費	10,774,429	141,255	10,915,684
5 労働費		525,864	2,739	528,603
	1 労働諸費	525,864	2,739	528,603
6 農林水産業費		7,804,765	491,392	8,296,157
	1 農業費	4,248,244	22,769	4,271,013
	2 農地費	3,367,088	456,623	3,823,711
	3 水産業費	189,433	12,000	201,433
7 商工費		12,802,964	53,666	12,856,630
	1 商業費	11,341,999	53,666	11,395,665
8 土木費		60,948,393	1,355,613	62,304,006
	2 道路橋りょう費	25,828,055	1,345,383	27,173,438
	3 港湾空港費	493,385	318	493,703

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	24,422,039	5,762	24,427,801
	5 公園緑地費	3,339,941	2,756	3,342,697
	8 住宅費	1,519,318	1,394	1,520,712
9 消防費		10,751,204	52,473	10,803,677
	1 消防費	10,751,204	52,473	10,803,677
10 教育費		66,214,016	△ 741,756	65,472,260
	1 教育総務費	8,611,793	△ 1,117,274	7,494,519
	2 小学校費	29,595,239	343,741	29,938,980
	6 特別支援学校費	1,459,674	4,982	1,464,656
	7 生涯学習費	2,730,803	7,055	2,737,858
	8 保健給食費	2,738,391	19,740	2,758,131
11 公債費		49,739,365	863,168	50,602,533
	1 公債費	49,739,365	863,168	50,602,533
歳 出	合 計	458,071,181	6,177,536	464,248,717

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	グループウェアシステム運用事業費	11,000
		西区役所レイアウト改善事業	9,000
		旧大畑少年センター解体事業	130,760
		防災行政無線(中継局)移設事業	42,700
	2 徴税费	市民税オンラインシステム改修等事業	232,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰等対策給付金	1,410,000
	2 児童福祉費	こども計画策定事業	11,500
		こども誰でも通園制度試行事業	29,000
		こどもの居場所づくり支援体制強化事業	15,717
	3 障がい福祉費	障がい福祉施設整備事業	353,002
	5 老人福祉費	ユニット化改修等支援事業	49,148
地域介護・福祉空間整備等施設整備事業		65,315	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	85,000
	2 清掃費	新潟駅周辺喫煙所整備事業	1,368
		資源再生センター施設経費	7,040
		新太夫浜埋立地管理費	15,000
6 農林水産業費	1 農業費	元気な農業応援事業	12,250
		畜産飼料価格高騰対策事業	12,000
		松くい虫防除対策費	52,000
	2 農地費	県営土地改良事業費負担金	448,200
		土地改良区電気料金高騰緊急対策支援事業	154,000
		農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	4,465
		農道橋保全対策事業	8,200

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業	50,300
7 商工費	1 商業費	北陸応援割にいがたクーポン配布事業	50,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業	7,129,811
		3 港湾空港費	新潟空港利用活性化促進事業
	4 都市計画費	バス利便性向上事業	19,800
		上所駅整備事業	427,138
		下水道事業会計繰出金	120,000
	5 公園緑地費	公園緑地整備事業	168,135
		松くい虫防除事業	6,287
		公園緑地管理事業	20,987
		白山公園駐車場改修事業	21,500
		日和山浜魅力創出事業	80,000
8 住宅費	新津川遊歩道等利用促進事業	12,000	
	8 住宅費	健幸すまいリフォーム助成事業	40,425
9 消防費	1 消防費	市営住宅ストック改善事業	20,113
		秋葉消防署大規模改修事業	12,763
10 教育費	2 小学校費	教師用教科書・指導書購入費	343,741
	6 特別支援学校費	教師用教科書・指導書購入費	4,725

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	寄居コミュニティハウス整備事業	27,100	30,300
4 衛生費	1 保健衛生費	住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業	46,000	92,140
8 土木費	4 都市計画費	新潟駅周辺整備事業	1,048,277	4,663,263

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
情報通信ネットワーク再構築事業	令和 6年度	342,000
新田清掃センター蒸気タービン復旧事業	令和 6年度から 令和 7年度まで	103,300

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災設備整備事業費	142,500	普通貸借	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に	180,900	普通貸借	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に
コミュニティ施設整備事業費	303,300	又は債券	利率見直し方式で借り	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法	320,100	又は債券	利率見直し方式で借り	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法
障がい福祉施設整備事業費	103,300	発行	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により	114,900	発行	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により
県営土地改良事業費負担金	467,900	の地方公	金及び地方公共団体金	融機構資金	916,100	の地方公	金及び地方公共団体金	融機構資金
漁港整備事業費	19,100	共団体と	の共	率の見直しを行った後	24,500	共団体と	の共	率の見直しを行った後
道路橋りょう整備事業費	12,915,400	同発行を	含む。	において、当該見直し後の利率)	13,585,000	同発行を	含む。	において、当該見直し後の利率)
文化施設等災害復旧事業費	44,500	含む。	において、当該見直し後の利率)		50,500	含む。	において、当該見直し後の利率)	

議案第174号

令和5年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

令和5年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,404,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		52,131,081	449,000	52,580,081
	1 県補助金	52,131,081	449,000	52,580,081
8 繰越金		1	153,978	153,979
	1 繰越金	1	153,978	153,979
歳 入	合 計	70,801,306	602,978	71,404,284

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		51,343,945	449,000	51,792,945
	1 療養諸費	44,645,203	449,000	45,094,203
6 諸支出金		83,000	153,978	236,978
	1 償還金及び還付加算金	83,000	153,978	236,978
歳 出	合 計	70,801,306	602,978	71,404,284

議案第 175 号

令和 5 年度新潟市土地取得事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度新潟市の土地取得事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 土地取得事業費	1 事業費	一般国道116号新潟西道路用地先行取得事業費	16,900

議案第 176 号

令和 5 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 584, 171 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 86, 885, 879 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		17,774,122	△ 935,650	16,838,472
	1 介護保険料	17,774,122	△ 935,650	16,838,472
3 国庫支出金		20,540,597	△ 1,062,258	19,478,339
	1 国庫負担金	14,853,470	△ 830,732	14,022,738
	2 国庫補助金	5,687,127	△ 231,526	5,455,601
4 県支出金		12,602,321	△ 647,579	11,954,742
	1 県負担金	11,969,791	△ 647,579	11,322,212
5 支払基金交付金		23,034,548	△ 1,228,135	21,806,413
	1 支払基金交付金	23,034,548	△ 1,228,135	21,806,413
7 繰入金		14,940,740	△ 658,026	14,282,714
	1 一般会計繰入金	14,033,749	△ 608,039	13,425,710
	2 基金繰入金	906,991	△ 49,987	857,004
8 繰越金		1,563,729	947,477	2,511,206
	1 繰越金	1,563,729	947,477	2,511,206
歳入	合計	90,470,050	△ 3,584,171	86,885,879

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,115,498	17,000	2,132,498
	3 介護認定調査・審査会費	438,526	17,000	455,526
2 保険給付費		82,533,114	△ 4,548,648	77,984,466
	1 介護サービス等諸費	75,630,341	△ 4,548,648	71,081,693
4 基金積立金		675	947,477	948,152
	1 基金積立金	675	947,477	948,152
歳 出	合 計	90,470,050	△ 3,584,171	86,885,879

議案第 177 号

令和 5 年度新潟市公債管理事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度新潟市の公債管理事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 866,976 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,565,785 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		31,490	3,808	35,298
	1 財産運用収入	31,490	3,808	35,298
2 繰入金		56,985,319	863,168	57,848,487
	1 他会計繰入金	49,737,365	863,168	50,600,533
歳入	合計	81,698,809	866,976	82,565,785

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		81,698,809	866,976	82,565,785
	1 公債費	81,698,809	866,976	82,565,785
歳 出	合 計	81,698,809	866,976	82,565,785

議案第178号

令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和5年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	32,948,225	5,762	32,953,987
第2項 営業外収益	10,569,076	5,762	10,574,838

支 出 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	31,560,845	5,762	31,566,607
第1項 営業費用	27,107,127	5,762	27,112,889

（他会計からの補助金）

第3条 予算第10条中「14,836,599千円」を「14,842,361千円」に改める。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

議案第179号

令和5年度新潟市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和5年度新潟市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	17,321,859	22,119	17,343,978
第2項 営業外収益	1,912,602	22,119	1,934,721

支 出 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	17,001,818	34,119	17,035,937
第1項 営業費用	15,550,860	34,119	15,584,979

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,529,848千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,537,848千円は、」に、「及び建設改良積立金1,774,819千円で」を「及び建設改良積立金1,782,819千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	15,272,946	8,000	15,280,946
第 1 項 建設改良費	11,705,254	8,000	11,713,254

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条第 1 号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職員給与費	2,687,887	2,707,887

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第180号

令和5年度新潟市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度新潟市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度新潟市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	28,064,630	22,183	28,086,813
第2項 医業外収益	4,238,292	22,183	4,260,475

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	29,028,384	22,183	29,050,567
第1項 医業費用	28,552,947	22,183	28,575,130

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

議案第181号

新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金条例の廃止について

新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金条例を廃止する条例

新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金条例（令和2年新潟市条例第31号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟市手数料条例の一部改正について

新潟市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成 12 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（1）の表 7 の項から 12 の項までを次のように改める。

7	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1 通につき 450 円
8	戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 350 円
9	戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円

理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び12の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

- | | | |
|----|--|----------------|
| 10 | 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料 | 1通につき 750円 |
| 11 | 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第 | 証明事項1件につき 450円 |

	126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	
12	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

別表のうち（1）の表中15の項を17の項とし、14の項を16の項とし、13の項を15の項とし、12の項の次に次の2項を加える。

13	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定	1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離
----	--------------------------------------	---------------------------

1 4	<p>に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付手数料、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p> <p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p> <p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>
-----	---	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第183号

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部改正について

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例

(新潟市立高等学校条例の一部改正)

第1条 新潟市立高等学校条例(昭和39年新潟市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「納付義務者(授業料を納付すべき新潟市立高等学校の生徒をいう。以下同じ。)」を「新潟市立高等学校の生徒」に、「いたらない」を「到来しない」に改める。

第9条を次のように改める。

(授業料等の免除)

第9条 市長は、特別の事情のある生徒及び新潟市立高等学校の入学の願い出をしようとする者で、授業料、入学料又は入学検査料(以下この条において「授業料等」という。)を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

第10条第1項中「聴講料」の次に「(以下この条において「入学検査料等」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する入学検査料等の全部又は一部を還付する。

第10条第1項に次の各号を加える。

- (1) 生徒が新潟市立高等学校を退学し、転学し、又は休学した場合における当該退学し、転学し、又は休学した日の属する月の翌月以後の授業料

(2) 市長が特別の理由があると認める場合の入学検査料

(新潟市立中等教育学校条例の一部改正)

第2条 新潟市立中等教育学校条例（平成20年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(授業料等の免除)

第8条 市長は、特別の事情のある新潟市立中等教育学校の生徒及び新潟市立中等教育学校の入学検査を受けようとする者で、授業料、進級料若しくは入学料又は入学検査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

第9条第1項本文中「授業料」の次に「（以下この条において「入学検査料等」という。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する入学検査料等の全部又は一部を還付する。

第9条第1項に次の各号を加える。

- (1) 生徒が新潟市立中等教育学校の後期課程を退学し、転学し、又は休学した場合における当該退学し、転学し、又は休学した日の属する月の翌月以後の授業料
- (2) 市長が特別の理由があると認める場合の入学検査料

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の第9条及び第10条第1項の規定は、令和6年1月1日以後に行われる入学者選抜に係る入学検査料について適用するものとする。

議案第 184 号

新潟市介護保険条例の一部改正について

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 12 年新潟市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震に伴う災害による保険料の減免手続の特例）

第 23 条 令和 6 年能登半島地震に伴う災害により、第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由に該当する者が保険料（令和 5 年度 1 月分から 3 月分まで及び令和 6 年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までのものをいう。）の減免を受けようとする場合の申請の期限は、同条第 2 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 6 年能登半島地震に伴う保険料の減免手続の特例についての経過措置）

2 この条例の施行の際現にされている保険料の減免を受けようとする者が第 12 条第 2 項の規定により行った申請は、改正後の附則第 23 条に規定する保険料の減免に該当するものに限り、同項の適用を受けた申請とみなす。

議案第 185 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 15 章 雑則（第 112 条）」を

「第 15 章 里親支援センター（第 112 条—第 117 条）

に改める。

第 16 章 雑則（第 118 条）」

第 2 条に次の 1 号を加える。

（21） 里親支援センター 法第 44 条の 3 に規定する里親支援センターをいう。

第 7 条の 3 第 1 項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第 14 条第 4 項中「、児童厚生施設及び児童家庭支援センター」を「及び児童厚生施設」に改める。

第 16 条第 1 項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第 17 条各号列記以外の部分中「省令」という。）第 12 条の 2 に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令」という。）の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第 30 条第 1 項各号列記以外の部分中「省令第 22 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同項第 4 号中「省令第 22 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」

に改め、同条第2項中「省令第22条の2第2項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第33条中「乳幼児について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第35条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「その他の」を「等」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同項第4号中「省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「省令第27条の2第2項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第39条第5号中「認められた者、」を「認められた者若しくは」に改め、「省令第28条第5号に規定する」を削る。

第41条中「母子について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第44条中「婦人相談所その他の」を「里親支援センター、女性相談支援センター等」に改める。

第48条中「省令第35条に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定により内閣総理大臣」に改める。

第53条第2項第4号中「認められた者、」を「認められた者若しくは」に改め、「省令第38条第2項第4号に規定する」を削る。

第58条第1項各号列記以外の部分中「省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同項第4号中「省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「省令第42条の2第2項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令

の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第59条第8号中「認められた者、」を「認められた者若しくは」に改め、「省令第43条第8号に規定する」を削る。

第62条中「児童について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第65条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「その他の」を「等」に改める。

第67条第1項中「省令第49条第1項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第81条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第92条第1項各号列記以外の部分中「省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同項第4号中「省令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「省令第74条第2項に規定する厚生労働大臣」を「内閣府令の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第94条中「児童について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第97条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「その他の」を「等」に改める。

第100条第1項各号列記以外の部分中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」に改め、同項第3号及び同項第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第2項中「省令第81条第2項に規定する厚生労働大臣」を「内閣

府令の規定により「こども家庭庁長官」に改める。

第101条第7号中「認められた者、」を「認められた者若しくは」に改め、「省令第82条第7号に規定する」を削る。

第104条中「児童について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第107条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「その他の」を「等」に改める。

第111条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に、「その他の関係機関」を「等」に改める。

第112条を第118条とし、第15章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第112条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第113条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条

において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第114条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援セン

ターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第115条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第116条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第117条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条、第17条、第30条、第38条、第39条、第48条、第53条、第58条、第59条、第67条、第81条、第92条、第100条及び第101条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第186号

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」

を「第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とに改める。

第 4 4 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 5 1 条第 3 項中「法第 1 9 条第 1 号又は第 3 号」を「同条第 1 号又は第 3 号」に改め、「教育・保育給付認定子どもを含む。））」との次に「、「同号」とあるのは「法第 1 9 条第 3 号」と」を加える。

第 5 3 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 3 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第187号

新潟市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第188号

権利の放棄について

次のとおり権利の放棄をするものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

1 相手方

別表に掲げる者を相手方とする。

2 内容

別表の相手方の欄に掲げる者に対し同表の債権名の欄に掲げる権利を放棄する。

3 債権額

別表に掲げる債権額のとおり

4 放棄する額

別表に掲げる債権額及びこれに係る放棄をする日の前日までに発生する遅延損害金

別表

相手方	債権名	債権額
新潟市江南区東本町5丁目2番2号 斎藤工業こと 斎藤 隆	除雪機械修繕料弁償金	6,380,364円

議案第189号

契約の変更について

令和5年度議案第63号をもって議決を経て締結した「主要地方道新潟中央環状線（一般国道403号交差点）道路改良工事」にかかる工事請負契約金額を次のように変更するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央環状線（一般国道403号交差点）道路改良工事	変更前 339,790,000円	新潟市中央区万代4丁目5番15号 株式会社 加賀田組 新潟支店 執行役員支店長 金子 文信
	変更後 382,059,700円	

議案第190号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市障がい者 デイサポートセ ンター	新潟市北区松潟 1510番地	社会福祉法人愛宕福 祉会	令和6年4月1日か ら 令和11年3月31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
濁川ひまわりクラブ、葛塚ひまわりクラブ、中野山ひまわりクラブ、新潟ひまわりクラブ、紫竹山ひまわりクラブ、亀田東ひまわりクラブ、白根ひまわりクラブ、内野ひまわりクラブ、真砂ひまわりクラブ、潟東ひまわりクラブ、中之口西ひまわりクラブ、巻南ひまわりクラブ	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第192号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
関屋ひまわりクラブ、西内野ひまわりクラブ	新潟市中央区東大通2丁目2番18号タチバナビル6階	新潟県ビル管理協同組合	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第193号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
臼井ひまわりクラブ、月潟ひまわりクラブ	新潟市西蒲区称名825番地	社会福祉法人新潟南福社会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第194号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新通つばさひまわり クラブ、坂井輪ひま わりクラブ、坂井東 ひまわりクラブ	新潟市西区坂井 砂山2丁目15 番3号	株式会社 D r e a m A d v a n c e	令和6年4月1日か ら 令和11年3月31 日まで

議案第195号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家なぎさ荘	新潟市中央区水道町1丁目59番地	学校法人新潟青陵学園	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで